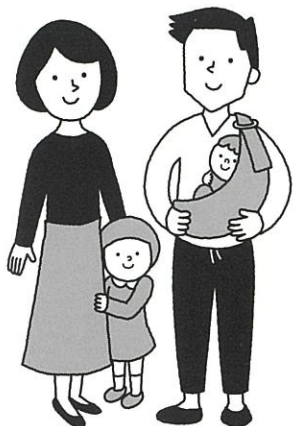


令和8年4月分から



「子ども・子育て支援金制度」が始まります

子ども・子育て支援金制度は、子どもや子育て世帯を社会全体で支える仕組みです。令和8年4月分から、健康保険料・介護保険料に上乗せする形で、健保組合などの医療保険者による支援金の徴収が始まります。

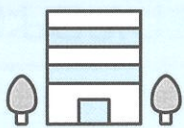
事業主・被保険者



健保組合の
保険料とあわせて
支援金を納める

国に代わって加入者のみなさまから支援金を集め、国に納めます

健康保険組合



国



支援金を
納める

健康保険料
+
介護保険料(40歳から64歳の方)
+
子ども・子育て支援金

令和8年(2026年)4月分保険料
=5月納付分から徴収します

みなさんから集めた支援金は、健保組合で使うことはなく、国による少子化対策や子育て支援にのみ使われます。



支援金はこんなことに使われます

国が実施する「こども未来戦略(加速化プラン)」に使われます。

児童手当をより手厚く

妊婦さんの経済的支援

育休手当の給付率アップ

時短勤務時の収入減カバー

こども誰でも通園制度

自営業・フリーランス等の方の
育児期間中の国民年金保険料免除

どのくらい負担するの?

▶子どもがいる・いない等に関係なく、事業主とすべての被保険者が負担の対象となります。

▶支援金の負担額は、
標準報酬月額 × 支援金率
※賞与にもかかります。

▶支援金率は令和8年度(0.3%程度)から令和10年度(0.4%程度)にかけて段階的に上がり、令和10年度を最大規模としています(右肩上がりで増えることはありません)。

被保険者一人あたりの負担額(2026年度)

例 月給(標準報酬月額)30万円、
支援金率0.3%と仮定した場合の月額

30万円 × 0.3% = 900円 / 月

事業主と被保険者で折半



事業主
450円



被保険者
450円

詳しくは [こども家庭庁ホームページ](#) [子ども・子育て支援金制度について](#) をご覧ください

<https://www.cfa.go.jp/policies/kodomokosodateishienkin>

